

「奈良県プレミアムセレクト」認証制度実施要綱

（目的）

第1条 奈良県産農畜水産物（以下「農畜水産物」という。）について高い品質と外観の基準を満たし優れた特性を有するものを、特に付加価値の高い農畜水産物として県が認証することにより、ブランド力を強化し、知名度の向上と有利販売を図り、もって生産者の所得向上と県産農畜水産物の産出額の増加に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「奈良県プレミアムセレクト」とは、県の定める基準（以下「認証基準」という。）を満たす生産者団体で生産、販売され、認証基準を満たす農畜水産物をいう。
- （2）生産者団体とは、3戸以上の生産者を構成員に含む団体（家計を別にする農業に従事する3名以上の役員がいる法人を含む）をいう。

（認証基準）

第3条 本制度の対象とする農畜水産物の品目、品種、銘柄及び生産者団体の認証基準は別表1及び2とする。

（認証申請）

第4条 知事は、毎年度期間を定めて「奈良県プレミアムセレクト」の認証申請を受け付けるものとする。

- 2 申請者は、県内に住所を有する生産者団体とする。
- 3 申請者は、品目、品種、銘柄ごとに、認証申請書（第1号様式）を、農産物については農林振興事務所を経由して県農業水産振興課に、畜産物については県畜産課に、水産物については県農業水産振興課に提出するものとする。

（認証及び通知）

第5条 知事は、申請内容が認証基準のいずれにも適合していると認められるときは、品目、品種、銘柄ごとに生産者団体を認証することができる。

- 2 知事は、認証しようとするときは、事前に現地審査を行うとともに、別に定めた奈良県農畜水産物ブランド認証推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて決定するものとする。
- 3 知事は、認証したときは、申請者に認証通知書（第2号様式）を送付し、認定証（第3号様式）を交付する。認証しないときは、申請者に審査結果通知書（第

4号様式)を送付する。

(認証期間及び再申請)

第6条 認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。認証期間満了後、引き続き認証を受けようとする場合は、改めて第4条の規定に基づき認証申請を行う。

(認証の公表)

第7条 知事は、認証したときは、認証を受けた生産者団体(以下「認証生産者団体」という。)の名称、代表者の氏名、認証期間について公表できるものとする。

(表示)

第8条 認証生産者団体は、認証された農畜水産物(以下「認証農畜水産物」という。)又はその包装出荷容器に、「奈良県プレミアムセレクト」シンボルマーク(以下「マーク」という。)を表示することができる。

2 マークの取扱要領は別に定める。

(報告書の提出)

第9条 認証生産者団体は、毎年の認証農畜水産物の出荷終了後30日以内に、実績報告書(第5号様式)を、農産物については農林振興事務所を經由して県農業水産振興課に、畜産物については県畜産課に、水産物については県農業水産振興課に提出する。ただし、通年出荷される認証農畜水産物については、当該年度終了後30日以内に実績報告書を提出することとする。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認証生産者団体に対して、「奈良県プレミアムセレクト」に関する報告を求め、又は「奈良県プレミアムセレクト」の生産現場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

2 知事は、第1項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、認証生産者団体に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(申請の変更)

第11条 申請内容に次の変更が生じた場合、すみやかに申請内容変更届(第6号様式)を届け出なければならない。

(1) 申請書に記載されている住所又は代表者名を変更したとき。

(2) その他申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(認証の取り消し)

第12条 知事は、認証生産者団体が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証基準を偽って生産、販売を行ったとき。
- (2) マークを不正に使用したとき。
- (3) 「奈良県プレミアムセレクト」の信用を害する行為をしたとき。
- (4) 社会的に重大な問題を起こしたとき。

2 知事は、前項により認証を取り消したときは、当該生産者団体に対して認証取消通知書(第7号様式)を通知するものとする。認証取消の通知を受けた生産者団体は、認定証を返却するとともに直ちにマークの使用を中止する。

3 認証取消の通知を受けた生産者団体は、認証を取り消された日から3年間は認証を受けることができないものとする。

(認証生産者団体の責務)

第13条 認証生産者団体は、本制度の適正な運用と信頼性の確保を図るため、次の事項についての責務を有する。

- (1) 生産・販売計画に基づく計画的な生産・販売に努めること。
- (2) 検査体制、品質管理を徹底すること。
- (3) マークを適正に使用すること。
- (4) 生産、販売の記録を3年間保管すること。
- (5) 県の行う検査、指導に協力し、従うこと。
- (6) 認証農畜水産物を購入した消費者との間において、認証表示、品質等に係る問題が生じた場合、又は第12条の規定による認証の取り消し等により、損失が生じた場合は、認証生産者団体がその責を負う。

(県の支援・指導)

第14条 県は生産者団体に対して次の支援及び指導を行う。

- (1) 認証制度の普及・啓発
- (2) 認証生産者団体の育成
- (3) 認証制度の円滑かつ適正な運営

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

(別表1)

「奈良県プレミアムセレクト」認証基準(農産物)

品目:柿 品種:富有

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	3L以上
着色	カラーチャートによる果色6以上 へた周辺部まで着色しているもの
糖度	16度以上
出荷期間	11~12月

品目:柿 品種:刀根早生 作型:ハウス栽培

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	2L以上
着色	カラーチャートによる果色5以上
糖度	16度以上
出荷期間	7~9月

品目:イチゴ 品種:古都華

項目	基準
果形	キズや傷みが無く外観が秀でている
大きさ	3L以上
糖度	11度以上
出荷期間	11~2月
その他	保冷庫を持ち利用していること

品目:イチゴ 品種:アスカルビー

項目	基準
果形	キズや傷みが無く外観が秀でている
大きさ	3L以上
糖度	10度以上
出荷期間	11~2月
その他	保冷庫を持ち利用していること

品目:梨 品種:二十世紀

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	5L以上
着色	カラーチャートによる果色3~4
糖度	12.5度以上
出荷期間	9月

※生産者団体向けには、上記に加えて詳しい認証基準がありますのでお問い合わせください。

「奈良県プレミアムセレクト」認証基準(畜産物)

品目:牛肉 銘柄:大和牛

項目	基準
オレイン酸含有率	55%以上
脂肪交雑	9以上
肥育期間	32ヶ月以上

※生産者団体向けには、上記に加えて詳しい認証基準がありますのでお問い合わせください。

(別表2)

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準(生産者団体：農産物)

項 目		基 準
出荷・販売体制	販売実績	申請品目の販売実績が3年以上あること
	共同出荷	3戸以上の生産者を構成員に含む団体で共同出荷体制が整備されていること
信用・信頼	品質管理	認証基準の品質確保のために必要な検査が行われていること
	苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者からの問い合わせや苦情に誠実に対応できること ・ 苦情を評価し、分析すること
安全・安心	右記のうち1項目以上取り組む	生産履歴記帳を行っていること
		「奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク」表示制度の使用認定を受けていること
		GAP(農業生産工程管理)に取り組んでいること

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準(生産者団体：畜産物)

項 目		基 準
生産・販売体制	販売実績	申請品目の販売実績が3年以上あること
	生産体制	3戸以上の生産者を構成員に含む団体で、共通の出荷基準をもっていること
信用・信頼	品質管理	認証基準の品質確保のために必要な検査が行われていること
	苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者からの問い合わせや苦情に誠実に対応できること ・ 苦情を評価し、分析すること
安全・安心		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産履歴記帳を行っていること ・ 生産農場が奈良県家畜保健衛生所の立入指導を年1回以上受けていること

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準

品目:柿 品種:富有

<公表用>

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	3L以上
着色	カラーチャートによる果色6以上 へた周辺部まで着色しているもの
糖度	16度以上
出荷期間	11~12月

<生産者向け(上記に追加)>

大きさ	3L(311g)以上
糖度	非破壊で糖度測定すること
病虫害	被害のないもの
その他	色むら、へたすき、傷のないもの
	薬痕が付着していないもの
	他の項目については秀以上の規格とする

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準

品目:柿 品種:刀根早生 作型:ハウス栽培

<公表用>

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	2L以上
着色	カラーチャートによる果色5以上
糖度	16度以上
出荷期間	7～9月

<生産者向け(上記に追加)>

大きさ	2L(221g)以上
糖度	非破壊で糖度測定すること
病虫害	被害のないもの
その他	軟果、傷のないもの
	薬痕が付着していないもの
	他の項目については秀以上の規格とする

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準

品目：イチゴ 品種：古都華・アスカルビー

<公表用>

項目	基準
果形	キズや傷みが無く外観が秀でている
大きさ	3L以上
糖度	古都華11度以上、アスカルビー10度以上
出荷期間	11～2月
その他	保冷庫を持ち利用していること

<生産者向け(上記に追加)>

大きさ	3L(36g)以上
糖度	非破壊で糖度測定すること
病虫害	被害のないもの
その他	発酵果、空洞果でないこと
	出荷前に食味を確認すること (ハウス内等の異臭により食味低下のおそれがある)
	炭酸ガス施用を行うことが望ましい
	他の項目については秀以上の規格とする

「奈良県プレミアムセレクト」 認証基準

品目:梨 品種:二十世紀

<公表用>

項目	基準
果形	品種固有の形状で外観が秀でている
大きさ	5L以上
着色	カラーチャートによる果色3~4
糖度	12.5度以上
出荷期間	9月

<生産者向け(上記に追加)>

大きさ	5L(450g)以上
糖度	非破壊で糖度測定すること
病虫害	被害のないもの
その他	色むら、傷のないもの
	薬痕が付着していないもの